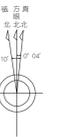


11	12	
19	20	21
30	31	32

行政区画



上図は単に方位北、真北、磁北
 方位の関係を表わし、高度の較
 正は必ずしも一致しない。

凡 例		
用 途	第一種住居地域	(200/60)
	近隣商業地域	(200/80) (300/80)
	商業地域	(200/400) (300/80)
地 域	準工業地域	(200/60)
	工業専用地域	(200/60)
加 工	大規模客施設制限地区	
特 定	幹線道路沿線地区 (道路幅から5.0m)	(200/60)
用 途	田園居住地区	
制 限	ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条2項第1号ロに掲げる農地 又は採草放牧地の区域	
規 制	形 態	規 制
都市施設	臨 港 地 区	
	土地区画整理事業施工地区	
	都市計画道路	
	都市公園	
	下水処理場・ポンプ場・クリーンセンター	

西 条 市

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
 規定による測位座標系
 投影は横メルカトル投影
 図形に示してある座標値はキロメートル単位
 方位は0.5キロメートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 平面直角座標値は、世界測地系による。

株式会社パスコ調製

1:2,500

